

倫理要綱

特定非営利活動法人あかね会
ゆうやけ子どもクラブ
ゆうやけ第2子どもクラブ
ゆうやけ第3子どもクラブ

ゆうやけ子どもクラブは1978年に発足して以来、障害のある子どもの放課後活動をすすめてきました。それは、「学校に通っているのに、どうして放課後活動まで公費が必要なのか」「放課後は、親が子どもの面倒をみるべきではないのか」などという、世間の“常識”に抗いながらの活動でもありました。

しかし私たちは、障害のある子どもも、学校と家庭との往復生活ではない、豊かな放課後活動の実践をつくり出すことで、子どもが人間にふさわしく育っていくことを確かめてきました。遊びや生活を中心にした実践を展開することで、子どもの気持ちの育ち（人格の形成）を実現することをめざしてきました。そのことによって、障害のある子どもの放課後活動に対する社会的な位置を高める運動に大きく貢献してきました。

以上のような歴史的な背景や意味を踏まえて、私たちの倫理要綱を定めます。

1. 子ども理解

子どもの“問題行動”の内側には、その子の本当の願いが隠されています。子どもの表面的で否定的な事柄を羅列するのではなくて、（どうしてなのか）と問い続けましょう。子どもの様子を傍観するのではなくて、子どもに働きかけ、肯定的な事実をつくり出すことによって、子どもを理解するようにしましょう。

2. 子どもへの働きかけ

私たちは、子どもの人格の形成をめざして実践をすすめます。人格の形成とは、自分の気持ちを他者に押し出したり、他者の気持ちとのあいだで折り合いをつけたりする、子どもにとっては葛藤しやすい過程を含みます。したがって私たちは、子どもの気持ちに対する洞察や寛容をもつようにしましょう。

3. 虐待・抑圧行為の禁止

人格の形成とは、子どもの発達における“柔らかい”機能だとされています。取り戻しが効く機能であると同時に、不適切な働きかけが積み重なると傷ついてしまう機能でもあります。私たちは、虐待やそれに類する行為はもちろん、抑圧的な働きかけを厳に戒めて、子どもと気持ちのやりとりする力を身に着けましょう。

4. 社会との橋渡し

子どもとの実践を土台にして、親とも人間的につながり合いましょう。社会に対して、障害のある子どもの発達の豊さを伝えるなどして、子どもと社会との“橋渡し”の役割を果たすようにしましょう。

この倫理要綱は2016年4月1日から発効する。